

薬事法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

薬事法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第十四号の規則で定める事務の項中「薬事法（」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

（母子保健法に基づく措置に関する規則の一部改正）

第二条 母子保健法に基づく措置に関する規則（昭和五十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（薬事法施行細則の一部改正）

第三条 薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則
第一条中「薬事法（」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第三号様式から第五号様式まで及び第八号様式中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第十号様式中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。